

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

高取町が確認書(または申請書)を受理した日の翌月中が目安です。

支給対象と給付金の支給手続き

支給対象となる世帯（次のⅠ・Ⅱのいずれかにあてはまる世帯）

Ⅰ 世帯全員の令和3年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

対象となる世帯には高取町から確認書等を郵送します。(要返送)

※1.一部申請が必要な場合があります ※2.令和3年12月10日時点で住民登録のある方

- ◎ 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合 確認書の中身を確認して、必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に、**郵送または窓口へ提出ください。**

【確認事項】

- ①給付金の振込口座番号
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

- ◎ 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合 高取町の確認が終わり次第、順次、給付に必要な確認書類を送付しますので、必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送または窓口へ提出ください。**

Ⅱ 令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安

（高取町の場合） 単身の場合：93万円以下、1名を扶養している場合137.8万円以下

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

次の申請書に必要な事項を記入して、収入額が確認できる添付書類と一緒に**郵送または窓口へ提出ください**。

①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）

②簡易な収入(所得)見込額の申立書

申請期限：令和4年9月30日（金）



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、高取町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

高取町 福祉課

「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金」窓口

0744-52-3334

受付時間 平日8:30~17:15